

# 公益財団法人誠之舎学生寮の管理規程

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人誠之舎の経営する学生寮に関し必要な事項を定め、その適正な管理運営をはかることを目的とする。

(学生寮の性格)

**第2条** 本学生寮は、学生の勉学に資するため宿舎を提供し、共同生活の規則を通じて人間形成をはかるための施設とする。

(人間形成のための実践目標)

**第3条** 寮生は、規律ある舎生活を通して、自主協調の精神ならびに誠実に徹した人間を形成するよう努めなければならない。

(学生寮の管理運営の責任者)

**第4条** 本学生寮は公益財団法人誠之舎の経営に係り次にかかげる役員をもって舎務を遂行する。

- 一、誠之舎理事 若干名
- 一、舎 監 1名
- 一、必要に応じて学識経験者 若干名

**第5条** 誠之舎理事は、公益財団法人誠之舎定款の定めるところにより選出され、学識経験者ならびに舎監は理事会において選出し、理事長はこれを委嘱する。

**第6条** 舎監は、諸般の舎務を処理し、舎生の補導監督にあたる。

- 2 舎監は役員との兼任はできない。

**第7条** 前条の舎務整理のため事務員を置くことができる。事務員は舎監の指導監督を受けるものとする。

**第8条** 舎監は舎生中より幹事若干名を選嘱し、舎務を補助せしめることができる。

## 第2章 入退舎

(入寮資格)

**第9条** 学生寮誠之舎に入舎させることができる者は、次の各号に該当する学生とする。

- 一、当舎から通学可能な範囲内に所在する大学に在学していること。
- 二、学業成績良好で勉学に熱意のあること。
- 三、健康上共同生活に耐えられること。
- 四、下宿居住をしては、経済的に修学の継続が困難であること。

(入舎の願い)

**第 10 条** 入舎を希望する学生は、保証人（父兄）連署の入舎願書に身上調査表を添え、舎監を経由して理事長に願い出るものとする。（入舎願書、身上調査表は舎所定の用紙を使用すること）

(入舎生の選考)

**第 11 条** 入舎を許可すべき者の選考は、入舎生選考委員会規程による。

(入舎の許可)

**第 12 条** 入舎の許可は、前条の選考の結果に基づいて、理事長が行なう。

(入舎の手続き)

**第 13 条** 入舎を許可された者は、舎所定の誓約書を提出するとともに、理事会の定める入舎料を納入し、指定された期限までに入舎しなければならない。

(保証人)

**第 14 条** 保証人は、在舎学生の生活態度、経済的負担について連帯してその責めに任ずるものとする。

- 2 保証人は独立の生計を営む者でなければならない。
- 3 保証人は 1 名以上とし、うち 1 名は保護者又は近親者でなければならない。
- 4 保証人が移動し、その他住所、職業等保証書の記載事項に変更を生じたときは、保証人より遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(在舎期間)

**第 15 条** 入舎を許可された者の在舎し得る期間は、最短修業年限を超えないものとする。

但し、海外留学や研究等の理由により修業年限を超えたもので理事長が適当と認めたものはこの限りでない。

- 2 また継続して大学院に進学する者は、理事長の許可を得て、その最短修業年限まで在舎することができる。

(退舎)

**第 16 条** 退舎せんとするものは、あらかじめその理由を具した退舎願を保証人連署の上、提出しなければならない。

2 入舎 1 年次における退舎は、特別の事情がない限り、当該年度末までの舎費（室料、共益費、施設管理費、食堂管理費）を負担しなければならない。

**第 17 条** 一旦退舎した者は特別の事情のない限り再入舎は許さない。

(卒業による退舎)

**第 18 条** 舎生が大学及び大学院を卒業した時は、卒業年の 3 月 25 日までに退舎しなければならない。

**第 19 条** 退舎の許可を受けた者は、退舎にあたって居室およびその施設、備品について舎監に引渡しを完了しなければならない。

### 第 3 章 会計

(諸費用)

**第 20 条** 入舎料、舎費等は次のごとく定める。

- 一、入舎料 理事会に定めるところによる。
- 一、室 料 理事会の定めるところによる。
- 一、共益費 理事会の定めるところによる。
- 一、施設維持費 理事会の定めるところによる。
- 一、食 費 実費とする。ただし次に掲げる食堂管理費も含む。
- 一、食堂管理費 理事会の定めるところによる。
- 一、水道光熱費 実費とする。

**第 21 条** 前条以外に、臨時必要な費用は、その都度これを徴収する。

(諸費用の納入について)

**第 22 条** 舎生の舎費等諸費用においては保証人及び舎生が負担し、直接、誠之舎の振替口座に払い込むものとする。入舎料、入舎月の舎費は入舎と同時に納入し、舎費・食費等は毎月 5 日までにその月分を前納するものとし、一旦納入した諸費用は返戻または貸し出しをしない。

**第 23 条** 前条に従い前納した諸費用については、毎月 25 日に決算し、翌月 1 日までに明細表をもって保証人に報告する。

**第 24 条** 食費は食数に応じた実費分とする。ただし炊事人給与全部と事務費の一部及び厨房の維持管理、什器の補充費等に使用する食堂管理費も含む。

**第 25 条** 外泊、旅行、帰省等のため在舎しないことがあっても、舎生として籍のある者は毎月舎費を納入するものとする。なお、入退舎した日の属する月の舎費は一ヶ月分として計算する。

## 第 4 章 舎生心得

**第 26 条** 舎生は、第 2・3 条の立舎の精神を体し人間形成に励まなければならない。

**第 27 条** 舎生は、舎内において静粛を旨とし自修時間中は勿論、その他の場合でも他人の勉強を妨げる所為をしてはならない。

**第 28 条** 自修時間は時期により別にこれを定める。

**第 29 条** 舎生の門限は理事会がこれを定める。

**第 30 条** 舎生にして旅行または外泊せんとする場合はあらかじめ舎監に届け出るものとする。

**第 31 条** 舎内での飲酒はこれを禁じる。ただし特別の場合、舎監の承認を受けたときはこの限りでない。

**第 32 条** 舎内での麻雀は禁じる。

**第 33 条** 居室でのラジオ、テレビ等は必ずイヤホーンを使用すること。

**第 34 条** 在舎生は、寄宿寮の保全、衛生のため、次の各号の定めるところに従わなければならない。

一、舎生は、舎内の内外の清潔整頓に留意し全舎生にて清掃に当たること。

二、舎生は、上履と下履の区別を確然と使い分けなければならない。

三、居室に在舎生以外の者を宿泊させてはならない。ただし特別の場合、舎監の承認を受けた時はこの限りでない。

四、各部屋備え付けの備品を移動してはならない。

五、施設、備品はこれを愛護愛用し故意にこれを毀損し、または紛失させた場合は直ちに舎監に届け出てその実費を弁償するものとする。

- 六、火を発し易い物品は特に鄭重に取り扱うこと。
- 七、所定の箇所以外に掲示をしないこと。
- 八、喫煙は定められた場所で行うこと。
- 九、私物は共同の場所には置かず、共同の施設は連帯して保全に努めること。

**第 35 条** 在舎生は立舎の精神に基づく楽しく且つ有効な共同生活を自主的に具体的に規律するため学生幹事会を置く。

- 2 学生幹事会は3年生が担当し、その任期は一カ年とする。
- 3 学生幹事会は舎監の指導監督を受けるものとする。

**第 36 条** 在舎生が次の各号の一に該当するときは、舎監の具申により理事長は退舎を命ずることができる。

- 一、二ヶ月以上舎費の納入を怠ったとき。
  - 二、風紀を乱す行為のあったとき。
  - 三、共同生活の秩序を著しく乱す行為のあったとき。
  - 四、疾病その他により保健衛生上共同生活に適しないと認められたとき。
  - 五、第2条の趣旨に違反すると認められたとき。
  - 六、その他本舎の管理運営上著しく支障をきたす行為があったとき。
- 2 当該舎生は及び保証人は、前項により退舎した後であっても、当該年度末までの舎費(室料、共益費、施設維持費、食堂管理費)を負担しなければならない。

**第 37 条** この規程を実施するため必要な細則は理事長の承認を得て舎監が定める。

**第 38 条** 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 1 年 6 月 10 日に改正施行する。
- この規程は、令和 4 年 3 月 6 日に改正施行する。
- この規程は、令和 5 年 3 月 5 日に改正施行する。